

業務委託仕様書

(総則)

第1 この仕様書は、委託者が受注者に委託する体育施設管理等業務の委託（以下「委託業務」という。）について適用する。

2 受託者は、この仕様書に定めのない事項であっても、委託業務遂行上必要と認められる事項については、契約金額の範囲内において実施するものとする。

(委託施設)

第2 委託する施設は、次のとおりとする。

(1) 体育施設

久慈市宇部マレットゴルフ場 久慈市宇部町第7地割158番地1

(委託業務の範囲)

第3 委託業務の範囲は、次のとおりとする。

業務範囲	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
1 付属設備の物品の利用・維持管理に関すること。 2 利用指導及び安全指導に関すること。 3 使用料等の徴収事務に関すること。	17日	26日	26日	27日	26日	26日	26日	26日	200日
コースの芝生の刈込作業に関すること。	—	—	2人日	6人日	6人日	2人日	—	—	16人日
施設内の草刈り及び清掃作業に関すること。	—	—	2人日	3人日	3人日	2人日	—	—	10人日
開場準備作業に関すること。	10人日	—	—	—	—	—	—	—	10人日

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は委託しない。

(1) 体育施設の休場及び使用時間の変更並びに臨時の開場の決定に関すること。

(2) 体育施設等の使用の許可、取消し及び使用の制限に関すること。

(3) 体育施設等の使用料の減免に関すること。

(4) 体育施設等の損害賠償の決定に関すること。

(5) 体育施設等の付帯施設の目的外使用及び利用に関すること。

(業務執行の原則)

第4 業務の執行に当たっては、体育施設条例（昭和60年久慈市条例第8号以下「条例」という。）、体育施設条例施行規則（昭和52年久慈市規則第24号）久慈市会計規則（昭和42年久慈市規則第41号以下「会計規則」という。）の定めによるものとする。

2 受託者は、施設及び付属設備並びに物品の維持管理については、利用者が常に安全で快適な環境のもとでスポーツ活動が行なえる状態に整備するものとする。

3 受託者は、軽微な修理、修繕を行わなければならない場合は、自らの判断で実施するものとする。

4 受託者は、団体等で施設を使用しようとする者に対し使用許可申請書を提出させ、使用日程等の調整を図るものとする。

(従事者の配置服务等)

第5 受託者は、委託業務に支障のないよう適格な人員及び指導員を配置すること。

2 受託者は、施設の従事者名簿をあらかじめ委託者に提出するものとする。また、従事者に異動が

あった場合も同様とする。

3 受託者は、従事者に公の施設の業務に従事する者であることを自覚させ、利用者との対応、作業態度等には十分な注意を払わせ快適な利用に努めさせなければならない。

4 受託者は、従事者に業務上知り得たことを他に漏らさせてはならない。

(徴収事務委託者証書)

第6 受託者は、業務を委託されている者である証書(委託者から交付される徴収事務委託証書)を各施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

(使用料等の徴収事務)

第7 受託者は、体育施設等に係る使用料の徴収事務を条例、規則及び管理運営規則並びに会計規則第31条の2の定めるところにより処理するものとする。

2 受託者は、使用料等を徴収した場合は、当日中に指定金融機関に納入することを原則とする。ただし、徴収した金額が1,000円未満の場合は、徴収した日から7日以内に納入することができるものとする。

(施設の利用指導及び安全指導)

第8 受託者は、利用者が安全かつ快適なスポーツ活動ができるよう次の指導、助言を行なうものとする。

(1) 事故の発生するおそれのある行為を事前に防止するため、施設及び設備などの利用指導を行なうこと。

(2) 事故発生のおそれのある行為を発見したときは、直ちに注意を与え、その行為を中止させる等の措置を行なうこと。

(3) 万一事故が発生した場合は、ただちに救護にあたり、委託者と密接な連絡を取り、必要があるときは救急車等の出動を要請するものとする。

(業務日誌の作成)

第9 受託者は、業務日誌を作成し、委託業務の実施状況を記録するものとする。

(定例報告)

第10 受託者は、毎月10日までにその前月分の委託業務に関する体育施設管理等業務実績報告書を委託者に提出するものとする。

(委託料の請求)

第11 受託者は、毎月分の請求書を委託者に提出するものとする。

(連絡調整)

第12 受託者は、委託者と適宜連絡調整を行い、相互に協調して円滑な運営を図るよう努めなければならない。

(施設等の清掃)

第13 受託者は、施設的美観を保持し、快適な環境を保全するため、次に掲げる事項に配慮して清掃作業を行なうものとする。

(1) 作業は、利用者の支障にならないように配慮すること。

(2) 清掃資材及び器材は、良好な管理に努めること。

(3) 殺虫剤等の劇薬にあたるものの取扱及び管理については、十分なる注意を払うこと。

(場内の火災等防止)

第14 マレットゴルフ場内及び周囲の火災防止には十分配慮するものとし、施設閉場にあたっては施

設全体を巡視し安全を確認すること。

(協議)

第15 この仕様書に疑義が生じたときは、両者で協議して定めるものとする。